

「ゼロたんチャレンジしものせき」シンボルマーク取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、下関市（以下「本市」という。）の脱炭素施策の推進のため、公募により作成した「ゼロたんチャレンジしものせきシンボルマーク（以下「シンボルマーク」という。）」の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(デザイン)

第2条 シンボルマークのデザインは、別紙「ゼロたんチャレンジしものせきシンボルマークデザインマニュアル（以下「マニュアル」という。）」のとおりとする。

(シンボルマークの使用)

第3条 シンボルマークを使用することができる場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 本市が行う市民、事業者の脱炭素意識の醸成・行動変容を目的とした周知啓発事業において使用するとき。
- (2) 個人、事業者、その他団体が行う脱炭素に関する取組の周知啓発（非営利目的に限る。）において使用するとき。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、シンボルマークを使用することはできない。

- (1) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (2) 営利を主たる目的とし使用するとき。
- (3) 本市の信用や品位を損なう、又は損なうおそれがあるとき。
- (4) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援し、若しくは公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれがあるとき。
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に定める営業又はその広告等に利用するとき。
- (6) 下関市暴力団排除条例（平成23年条例第42号）第2条に規定する暴力団若しくは暴力団員又は暴力団員等が使用するとき。
- (7) 不当な利益を得るために利用されるおそれがあるとき。
- (8) 特定の個人又は団体のシンボルマーク、商標又は意匠に相当するものとして独占的に使用されるおそれのあるとき。
- (9) シンボルマークのイメージを損なうおそれがあると認められるとき。

(10) その他市長が適当でないと認めたとき。

(届出)

第4条 前条の規定によりシンボルマークを使用することができる場合で、シンボルマークを使用しようとする者は、「ゼロたんチャレンジしものせき」シンボルマーク使用届出書（様式第1号）により、電子メールにて市長に届出をしなければならない。

(使用料)

第5条 シンボルマークの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第6条 第4条の規定による届出をした者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 届出をした内容のみに使用し、他の用途には使用しないこと。
- (2) 本市が提供する画像データを使用すること。
- (3) マニュアルに定められた方法と異なる方法で使用しないこと。
- (4) 商標法等に基づく新たな権利を設定しないこと。
- (5) シンボルマークを使用する権利を第三者に譲渡し又は転貸しないこと。

(届出内容の変更)

第7条 使用者は、届出をした内容を変更しようとするときは、改めて第4条に規定する届出をしなければならない。

(使用状況の報告等)

第8条 市長は、使用者に対し、シンボルマークの使用状況について報告を求め、又は実地調査を行うことができる。

(使用の差止め等)

第9条 市長は、使用者がこの要領に違反したときは、その使用を差止め又は必要な指示を行うことができる。

(責任の制限)

第10条 本市は、次の各号に掲げる場合において、損害賠償、損失補償、その他の法律上の責任を一切負わないものとする。

- (1) 前条の規定によるシンボルマーク使用の差止め又は必要な指示により、

使用物件の回収その他シンボルマーク使用に係る損害が生じた場合
(2)シンボルマークの使用によって、使用者が第三者に対して損害又は損失を与えた場合

(経費等の負担)

第 1 1 条 この要領による基づく手続及びシンボルマークの使用に係る経費は、全て使用者の負担とする。

(事務局)

第 1 2 条 この要領に関する庶務を処理するため、事務局を下関市環境部環境政策課に置く。

(その他)

第 1 3 条 この要領に定めるもののほか、シンボルマークの取扱いについて必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、令和 7 年 2 月 1 日から施行する。